

平成 28 年第 1 回定例
夕張市議会会議録
平成 28 年 3 月 18 日(金曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 1 号 平成28年度夕張市一般会計
予算
議案第 2 号 平成28年度夕張市国民健康
保険事業会計予算
議案第 3 号 平成28年度夕張市市場事業
会計予算
議案第 4 号 平成28年度夕張市公共下水
道事業会計予算
議案第 5 号 平成28年度夕張市介護保険
事業会計予算
議案第 6 号 平成28年度夕張市診療所事
業会計予算
議案第 7 号 平成28年度夕張市後期高齢
者医療事業会計予算
議案第 8 号 平成28年度夕張市水道事業
会計予算
- 第 2 議案第 15 号 夕張市行政不服審査会条例
の制定について
議案第 16 号 行政不服審査法の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例の制定につ
いて
議案第 19 号 夕張市固定資産評価審査委
員会手数料条例の制定について
- 第 3 議案第 18 号 退職手当支給条例の一部改
正について
- 第 4 議案第 20 号 夕張市郷土文化施設設置条
例の一部改正について
- 第 5 議案第 21 号 夕張市南部市民体育館設置
条例の廃止について
- 第 6 議案第 22 号 夕張市介護保険条例の一部
改正について
- 第 7 議案第 23 号 夕張市地域密着型サービス

- の事業の人員、設備及び運営等の基準に関
する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 24 号 夕張市営住宅条例の一部改
正について
議案第 25 号 夕張市賃貸住宅条例の一部
改正について
- 第 9 議案第 26 号 夕張市福祉住宅条例の廃止
について
- 第 10 議案第 27 号 夕張市企業開発促進条例の
一部改正について
- 第 11 議案第 29 号 夕張市火災予防条例の一部
改正について
- 第 12 議案第 30 号 市道路線の廃止について
- 第 13 議案第 31 号 指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 32 号 指定管理者の指定について
議案第 33 号 指定管理者の指定について
- 第 15 議案第 34 号 指定管理者の指定について
議案第 35 号 指定管理者の指定について
- 第 16 議案第 36 号 指定管理者の指定について
- 第 17 議案第 37 号 指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 38 号 指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 39 号 夕張市職員の退職管理に関
する条例の制定について
- 第 20 議案第 40 号 夕張市過疎地域自立促進市
町村計画の策定について
- 第 21 報告第 1 号 専決処分の承認を求めるこ
とについて
- 第 22 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 第 23 報告第 3 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 4 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 5 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
- 第 24 意見書案第 1 号 軽度外傷性脳損傷・脳し
んとうの周知と予防及びその危険性や予後
の相談可能な窓口などの設置を求める意見
書

第 2 5 決議案第 1 号 閉会中の所管事務調査について

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君
高 間 澄 子 君
本 田 靖 人 君
小 林 尚 文 君
厚 谷 司 君
今 川 和 哉 君
熊 谷 桂 子 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席議員 (0 名)

午前 10 時 30 分 開議

●議長 厚谷 司君 これより、平成 28 年第 1 回定例夕張市議会第 3 日目の会議を開きます。

●議長 厚谷 司君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。

●議長 厚谷 司君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により

君島議員

千葉議員

を指名いたします。

●議長 厚谷 司君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 木村卓也君 報告いたします。

本定例市議会に出席を求めた説明員の一覧につきましては、お手元に配付のプリントのとおりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木 直 道 君
教育委員会委員長

氏 家 孝 治 君

選挙管理委員会委員長

佐 藤 憲 道 君

農業委員会会長 後 藤 敏 一 君

監査委員 板 谷 信 男 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 鈴木 亮 一 君

理事 大 島 由 晋 君

まちづくり企画室長

影 山 直 志 君

まちづくり企画室商工観光担当課長

三 浦 護 君

総務課長 寺 江 和 俊 君

財務課長 石 原 秀 二 君

財務課税務担当課長

池 下 充 君

建設農林課長 細 川 孝 司 君

建設農林課都市計画土木担当課長

熊 谷 修 君

上下水道課長 天 野 隆 明 君

上下水道課技術担当課長

天 野 隆 明 君

市民課長 芝 木 誠 二 君

保健福祉課長 及 川 憲 仁 君

消防長 増 井 佳 紀 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育長 小 林 信 男 君

教育課長 古 村 賢 一 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 寺 江 和 俊 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 武 藤 俊 昭 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 木 村 卓 也 君
◎本議会の書記の職・氏名
事務局長 木 村 卓 也 君
主査 熊 谷 正 志 君

●議長 厚谷 司君 日程に入ります前に、案件の追加とその取り扱いについて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

千葉委員長。

●千葉 勝君（登壇） 追加案件の提出にかかわり、その取り扱い等について協議のため、さきに議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提出されることになりました案件は、議案第 39 号夕張市職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第 40 号夕張市過疎地域自立促進市町村計画の策定についてでありまして、これらの案件の取り扱いにつきましては、本日の本会議に上程し、即決することとしたところであります。

この結果、意見書案の調整結果も踏まえ、本定例市議会における付議案件数は、議案 40 件、報告 5 件、意見書案 1 件、決議案 1 件の合わせて 47 件となるものであります。

以上で、報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 ただいまの報告のとおり取り扱うことと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱ってまいります。

●議長 厚谷 司君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 厚谷 司君 日程第 1、議案第 1 号ないし議案第 8 号、以上 8 議案、一括議題といたします。

この場合、本 8 議案については、行政常任委員会

に付託していたものでありますので、直ちに、委員長の報告を求めます。

大山委員長。

●大山修二君（登壇） ただいまから、本定例市議会第 2 日目の本会議において、行政常任委員会に付託されました平成 28 年度夕張市一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算を審査した経過並びに結果についてご報告申し上げます。

なお、各位ご承知のとおり、本常任委員会は、議長を除く議員全員をもって構成されており、審査の内容につきましても、この会議の全文が会議録に đăng載されますので、細部にわたる口頭報告は省略いたしまして、その概要についてのみ報告いたしたいと思ひます。

まず、本委員会は 3 月 15 日に開催し、説明員として、市長を初め板谷監査委員、教育委員長、教育長、理事、消防長のほか関係の室長、課長等の出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。

その結果、本 8 議案につきましては、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

以上、今委員会の審査の経過並びに結果について申し上げましたが、何とぞこの決定にご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 8 議案については、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 8 議案は、委員長報告のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 2、議案第 15 号夕張市行政不服審査会条例の制定について、議案第 16

号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第 19 号夕張市固定資産評価審査委員会手数料条例の制定について、以上 3 議案、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 15 号、議案第 16 号及び議案第 19 号の 3 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本 3 議案は、いずれも行政の処分に対し申し立てることを定めた行政不服審査法の全文改正に伴い、国民の公平性の確保の観点から、新たに第三者諮問機関である行政不服審査会の設置、申立期間の変更、関係書類の写しの交付に係る手数料の額を定めることなどを要することから、条例の制定及び一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 3 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 3 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 3、議案第 18 号退職手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 18 号退職手当支給条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国家公務員退職手当法の改正に伴い、本

市の退職手当の支給月数を国家公務員に準ずるとともに、職責に応じて加算する調整額を導入するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 4、議案第 20 号夕張市郷土文化施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 20 号夕張市郷土文化施設設置条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 25 年 11 月から施設の老朽化により休止中となっておりました炭鉱生活館につきまして、再会の見通しが立たないことから、廃止しようとするほか、石炭博物館につきましては、平成 27 年 12 月より、本市による管理運営を行うこととなったことから、次の 3 点について改正しようとするものであります。

一つ目は、団体の見学とは別に、個人の見学者につきましては、その見学者が多い期間についてののみ受け入れるため、それぞれの開館期間を設定するものであります。

二つ目は、平成 28 年度より 2 カ年にわたり、見学者の安全確保のため、施設の一部を改修する予定であり、見学できる範囲が限られますことから使用料

を減額し、改定を行うものであります。

三つ目は、団体見学者へのサービスの維持向上のため、案内ガイドを希望する団体にはガイドを派遣し、係る経費として案内ガイド料を徴収するものであります。

以上のことにつきまして、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 5、議案第 21 号夕張市南部市民体育館設置条例の廃止について議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 21 号夕張市南部市民体育館設置条例の廃止について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 27 年 3 月末より指定管理者を指定取り消しとし、以後、休止施設となっている南部市民体育館について、建物の老朽化により再会が困難と判断し、その用途を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 6、議案第 22 号夕張市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 22 号夕張市介護保険条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、夕張市介護認定審査会委員の任期を、現行 2 年から 3 年に改めるほか、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業の実施時期を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 7、議案第 23 号夕張市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてを議題と

いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 23 号夕張市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、介護保険法等の改正により、本年 4 月 1 日により、小規模通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所となることに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 8、議案第 24 号夕張市営住宅条例の一部改正について、議案第 25 号夕張市賃貸住宅条例の一部改正について、以上 2 議案、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 24 号及び議案第 25 号の 2 議案について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本 2 議案は、いずれも住宅の普通財産への切りかえ及び除却等に伴い、管理戸数を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 2 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 9、議案第 26 号夕張市福祉住宅条例の廃止についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 26 号夕張市福祉住宅条例の廃止について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、住宅の除却により、本条例に基づき、取り扱う住宅がなくなったことから、条例を廃止しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 10、議案第 27 号夕張市企業開発促進条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 27 号夕張市企業開発促進条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本条例の対象事業に索道業及びスポーツ施設提供業を追加し、市内に事業場を新設し、または増設するものに対し、事業開始に係る負担を軽減することにより、企業開発の促進を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 11、議案第 29 号夕張市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 29 号夕張市火災予防条例の一部改正について、その提案理由をご説明申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令について、対象火気設備等の名称の一部変更及び追加による改正が行われたことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 12、議案第 30 号市道路線の廃止についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 30 号市道路線の廃止について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市所有施設の売却予定区域内に市道路線が含まれていることから、本路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 13、議案第 31 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 31 号指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本市清水沢清栄町に設置の夕張市民健康会館の指定管理の協定期間が平成 28 年 3 月 31 日をもって満了となることから、引き続き管理運営を指定管理者により行うため、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、公募によらない指定管理の候補者の選定の結果、記載のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 14、議案第 32 号、議案第 33 号、いずれも指定管理者の指定について、以上 2 議案、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 32 号及び議案第 33 号の 2 議案について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本 2 議案は、本市紅葉山に設置の夕張市紅葉山パークゴルフ場及び本市鹿の谷山手町に設置の夕張市営球場の指定管理の協定期間が平成 28 年 3 月 31 日をもって満了となることから、引き続き管理運営を指定管理者により行うため、夕張市公の施設に係

る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、公募によらない指定管理の候補者の選定の結果、それぞれ記載のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 2 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 15、議案第 34 号、議案第 35 号、いずれも指定管理者の指定について、以上 2 議案、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 34 号及び議案第 35 号の 2 議案について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本 2 議案は、本市千代田に設置の千代田コミュニティセンター及び市内 9 カ所に設置の生活館等の指定管理の協定期間が平成 28 年 3 月 31 日をもって満了となることから、引き続き管理運営を指定管理者により行うため、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、公募によらない指定管理の候補者の選定の結果、それぞれ記載のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 2 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 16、議案第 36 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 36 号指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 27 年 11 月 30 日付で指定管理の取り消しを行った本市日吉に設置の幸福の黄色いハンカチ広場につきまして、新たな指定管理者の公募を行い、夕張市指定管理者選定委員会において審査の結果、特定非営利活動法人ゆうぱりファンタが指定管理者として選定されたことから、本施設の指定管理者に指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されまし

た。

●議長 厚谷 司君 日程第 17、議案第 37 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 37 号指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本市南清水沢に設置の夕張市公設地方卸売市場の指定管理の協定期間が平成 28 年 3 月 31 日付で満了となることから、指定管理者の公募を行い、夕張市指定管理者選定委員会において審査の結果、夕張友西市場株式会社が指定管理者として選定されたことから、本施設の指定管理者に指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 18、議案第 38 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 38 号指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本市日吉に設置のユーパロの湯につきま

して、平成 24 年 6 月より指定管理による管理運営を行ってまいりましたが、平成 27 年 2 月より休止となっており、その後、同年 11 月 30 日をもって指定管理の取り消しを行ったことから、今後の施設管理等について検討していたところ、株式会社パトナより指定管理活用に向けた事業提案があったところでございます。

本施設は、過去 3 度にわたり指定管理期間途中での指定管理返上があったものであり、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、公募によらない指定管理候補者の選定が適当と認め、夕張市指定管理者選定委員会において審査の結果、同社が指定管理者として選定されたことから、本施設の指定管理者に指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 19、議案第 39 号夕張市職員の退職管理に関する条例の制定について議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 39 号夕張市職員の退職管理に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正により、地方公務員の退職管理の適正化を確保するため、退職者の再就職先からの働きかけの規制、再就職情報の届け出等を定めるため、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 20、議案第 40 号夕張市過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 40 号夕張市過疎地域自立促進市町村計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の執行期限が平成 33 年 3 月 31 日まで延長されたことに伴い、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、夕張市過疎地域自立促進市町村計画を策定することについて、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 21、報告第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 報告第 1 号専決処分の承認を求めることについて、その内容をご説明申し上げます。

本報告書は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律における個人番号の取り扱いの変更に伴い、夕張市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分により定めたものであります。

改正の内容は、平成 27 年 12 月 25 日付で政令が改正となり、平成 28 年 1 月から個人番号の記載が必要とされた市民税及び特別土地保有税の減免申請について、個人番号の記載を不要とする取り扱いとなったため、平成 27 年 9 月及び 12 月議会において、該当条項の改正を行った夕張市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正したものであります。

よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件は、これを承認することに決定いたしました。

●議長 厚谷 司君 日程第 22、報告第 2 号専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 報告第 2 号専決処分の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成 28 年 1 月 18 日、南清水沢 3 丁目の市営住宅敷地内において、強風で飛ばされた住宅附属のガス庫の扉が付近に駐車していた車両に接触したことにより、当該車両に損害を与えたことに対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 日程第 23、報告第 3 号ないし第 5 号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上 3 案件、一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 日程第 24、意見書案第 1 号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、千葉議員外 5 名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 25、決議案第 1 号閉会中の所管事務調査について議題といたします。

本決議案は、大山議員外 6 名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本決議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本決議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

●議長 厚谷 司君 本日の会議は、これをもって閉じます。

●事務局長 木村卓也君 ご起立願います。

●議長 厚谷 司君 これをもって、第 1 回定例夕張市議会を閉会いたします。

午前 11 時 20 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 厚 谷 司

夕張市議会 議 員 君 島 孝 夫

夕張市議会 議 員 千 葉 勝